

毎週月・水・金曜日発行

富山県報

令和4年7月6日

水曜日

第4955号

目次

告 示	
○知事管理漁獲可能量の変更	1
○道路の区域変更	2
○県営土地改良事業変更計画に関する書類の縦覧	3
○土地改良区の定款変更の認可	4
公 告	
○令和4年度屋外広告物講習会の開催	5

告 示

富山県告示第245号

知事管理漁獲可能量の変更について

以下の特定水産資源に関する令和4管理年度の知事管理漁獲可能量を令和4年6月21日付けで以下のとおり変更したので、漁業法第16条第5項において準用する第4項の規定により公表する。

令和4年7月6日

富山県知事 新 田 八 朗

くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）に関する令和4管理年度（令和4年4月1日から令和5年3月31日まで）における知事管理漁獲可能量は、次のとおり変更する。

第1 くろまぐろ（小型魚）

- 富山県に配分された都道府県別漁獲可能量
117.9トン
- 知事管理区分と知事管理漁獲可能量

知事管理区分	知事管理漁獲可能量
富山県氷見漁業協同組合（定置漁業）	72.90トン

富山県新湊漁業協同組合（定置漁業）	31.41トン
富山県とやま市漁業協同組合（定置漁業）	4.65トン
富山県魚津漁業協同組合（定置漁業）	4.25トン
富山県その他漁業協同組合（定置漁業）	1.31トン
富山県その他漁業	3.38トン

第2 くろまぐろ（大型魚）

1 富山県に配分された都道府県別漁獲可能量

17.1トン

2 知事管理区分と知事管理漁獲可能量

知事管理区分	知事管理漁獲可能量
富山県氷見漁業協同組合（定置漁業）	11.52トン
富山県新湊漁業協同組合（定置漁業）	2.57トン
その他漁業協同組合	3.01トン

富山県告示第246号

道路の区域変更について

次のとおり道路の区域を変更するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により公示する。

なお、関係図面は、富山県土木部道路課及び次の縦覧場所において7月6日から1箇月間一般の縦覧に供する。

令和4年7月6日

富山県知事 新 田 八 朗

道路の種類 及び路線名	区 間	変 更 前後別	記号	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル	縦覧場所
	高岡市六家 244番から 高岡市六家 244番まで	変更前	A	最大 16.6 最小 3.4	65.9	

県道 立野鴨島線	高岡市六家 244番から 高岡市六家 244番まで	変更後	A	最大 16.6 最小 3.4	65.9	高岡土木 センター
	高岡市六家3011番2から 高岡市六家 244番まで		B	最大 31.6 最小 12.1		

富山県告示第247号

県営土地改良事業変更計画に関する書類の縦覧について

県営桜ヶ池幹線地区土地改良事業変更計画を定めたので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により公告し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和4年7月6日

富山県知事 新 田 八 朗

1 縦覧に供すべき書類

県営桜ヶ池幹線地区土地改良事業変更計画書の写し

2 縦覧の期間

令和4年7月6日から

令和4年8月4日まで

3 縦覧の場所

南砺市役所

教示

- この土地改良事業変更計画に不服があるときは、縦覧の期間の満了の日の翌日から起算して15日以内に、富山県知事に対して審査請求をすることができます。
- この土地改良事業変更計画に不服があるときは、土地改良法の規定により、1の審査請求に対する裁決を経た場合に、当該裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、富山県を被告として（訴訟において富山県を

代表する者は、富山県知事となります。）、当該審査請求に対する裁決の取消しの訴えのみ提起することができます。

富山県告示第248号

土地改良区の定款変更の認可について

鷹栖口用水土地改良区から申請のあった定款の変更については、土地改良法（昭和24年法律第 195号）第30条第 2 項の規定により、令和 4 年 5 月 31 日認可した。

令和 4 年 7 月 6 日

富山県知事 新 田 八 朗

富山県告示第249号

土地改良区の定款変更の認可について

久婦須川土地改良区から申請のあった定款の変更については、土地改良法（昭和24年法律第 195号）第30条第 2 項の規定により、令和 4 年 5 月 31 日認可した。

令和 4 年 7 月 6 日

富山県知事 新 田 八 朗

富山県告示第250号

土地改良区の定款変更の認可について

婦負郡藤ヶ池土地改良区から申請のあった定款の変更については、土地改良法（昭和24年法律第 195号）第30条第 2 項の規定により、令和 4 年 5 月 31 日認可した。

令和 4 年 7 月 6 日

富山県知事 新 田 八 朗

~~~~~  
**公 告**  
~~~~~

令和4年度屋外広告物講習会の開催

富山県屋外広告物条例（昭和39年富山県条例第66号）第26条第1項の規定により、令和4年度屋外広告物講習会を次のとおり開催するので、同条例第33条の3第2号の規定により公示する。

令和4年7月6日

富山県知事 新 田 八 朗

1 講習会の開催日時

令和4年8月9日（火）午前9時30分から午後4時30分まで

2 講習会場

富山市新総曲輪4番18号 富山県民会館 401号室

3 講習科目

- (1) 屋外広告物に関する法令
- (2) 屋外広告物の表示の方法に関する事項
- (3) 屋外広告物の施工に関する事項

4 受講定員 30名（1業者につき1名を限度とし、受講申込の先着順とする。）

5 受講申込手続

富山県屋外広告物条例施行規則（昭和49年富山県規則第36号）第26条第2項に規定する屋外広告物講習会受講申込書に、必要な事項を記載して申し込むこと。

6 受講申込先

富山市大泉東町一丁目11番28号

富山県屋外広告美術協同組合

7 受講申込期間

令和4年7月6日（水）から令和4年7月27日（水）まで

8 受講手数料

3,000円（納付方法は、受講者を決定したときに通知する。）

9 講習会の課程の一部免除

次に掲げる者については、講習科目のうち屋外広告物の施工に関する事項の課

程を免除する。

- (1) 建築士法（昭和25年法律第 202号）第 2 条第 1 項に規定する建築士の資格を有する者
- (2) 電気工事士法（昭和35年法律第 139号）第 2 条第 4 項に規定する電気工事士の資格を有する者
- (3) 電気事業法（昭和39年法律第 170号）第44条第 1 項に規定する第一種電気主任技術者免状、第二種電気主任技術者免状又は第三種電気主任技術者免状の交付を受けている者
- (4) 職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）に基づく職業訓練指導員免許所持者、技能検定合格者又は職業訓練修了者であって、帆布製品製造取付けに係るもの

10 講習会修了証書

講習会の課程を修了した者に対し、屋外広告物講習会修了証書を交付する。

11 その他

詳細については、富山県土木部建築住宅課（電話076-444-3355）に問い合わせること。